

○板倉町役場庁舎基本計画検討委員会設置要綱

(平成24年5月14日告示第59号)

改正 平成24年7月23日告示第76号 平成25年3月22日告示第22号

(設置)

第1条 板倉町役場庁舎(以下「庁舎」という。)の建設に関し基本計画の検討を行うため、町長の諮問機関として板倉町役場庁舎基本計画検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、庁舎建設を計画的かつ効果的に推進するため、次に掲げる事項について取り扱うものとする。

- (1) 庁舎建設の基本計画に関する答申
- (2) その他庁舎建設に関する必要な事項

(構成)

第3条 検討委員会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者をもって組織し、町長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者(副町長、教育長及び町議会議員)
- (2) 各種団体代表
- (3) 公募委員
- (4) 実務経験者(町職員)

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から第2条に定める事項が完了するまでの期間とする。ただし、委員が委嘱又は任命をされたときの要件を欠くに至ったときには、委員の職を失い、後任の者を新たに委嘱又は任命するものとする。

(会長及び副会長)

第5条 検討委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

- (1) 会長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認められたときには、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、企画調整係において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関して必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年7月23日告示第76号)

この告示は、公布の日から施行し、平成24年5月25日から適用する。

附 則(平成25年3月22日告示第22号)

この告示は、平成25年3月31日から施行する。